

協会けんぽ

くまもとだより

事業主さまをはじめ皆さまへご閲覧ください

退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険には**3つの選択肢**があります。毎月納める保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	① 協会けんぽの 任意継続被保険者	② 国民健康保険の 被保険者	③ ご家族の健康保険の 被扶養者
加入要件	- 退職日（資格喪失の前日）までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること - 退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内※に手続きすること（必着） ※土日・祝日含む。20日目が土日・祝日の場合は翌営業日まで	お住まいの 市区町村役場の 国民健康保険担当課へ ご相談ください。	被扶養者としての 認定基準を満たすこと 詳しくは、ご家族の勤務先へ お問い合わせください。
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部へ資格取得申出書を 提出すること		ご家族の勤務先の 事業所を通じて提出
保険料	退職時点の標準報酬月額 × お住まいの都道府県の保険料率 (40～64歳の方は、介護保険料率が上乗せ)	前年の所得などにより決定 ※退職理由によって保険料の軽減 制度があります。	被扶養者の負担はなし

協会けんぽの任意継続を手続きされる方へ

退職日の翌日から**20日以内※**に「任意継続被保険者資格取得申出書」をお住まいの協会けんぽ支部へ**必着**でお送りください
※土日・祝日含む。20日目が土日・祝日の場合は翌営業日まで



令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行はされなくなりました。マイナ保険証を利用できない状況にある場合は、資格確認書が必要となります。「資格確認書交付申請書」をご提出ください。



～資格の取得をお急ぎの方へ～

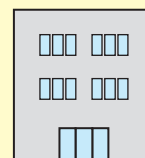
退職証明書等を添付して協会けんぽに申出することにより、日本年金機構からの資格喪失データの提供（通常、申出後2～3週間程度）を待たずに資格取得処理が可能です。



ご本人

① 退職証明書等と任意継続被保険者資格取得申出書を提出
(退職日の翌日から20日以内※)

④ 資格情報のお知らせ等を郵送
(申出後1週間～10日程度)



協会けんぽ

② 受付
③ 資格の取得処理

※土日・祝日含む。20日目が土日・祝日の場合は翌営業日まで

退職日の翌日（任意継続被保険者は、資格喪失日）以降は、それまで使用していた健康保険は使用できません。誤って使用した場合は、後日医療費（総医療費の7～8割）を返還していただくことになります。ご注意ください。

令和7年度 生活習慣病予防健診のご案内

協会けんぽでは、35歳から74歳の被保険者(ご本人)様を対象に、年度内おひとりにつき1回、健診費用の一部補助を行っています。生活習慣病の予防や重症化を防ぐためにも、年に1回は健診を受けましょう!

送付時期 令和7年3月中旬より順次発送

送付先 事業所様宛(対象の方がいらっしゃる事業所様にのみ送付しています。)

送付物 ・生活習慣病予防健診のご案内
(熊本県内の健診機関一覧や自己負担額等が記載されています)
・令和7年1月上旬時点の健診費用補助対象者のリスト 等



◀生活習慣病予防健診のご案内はこちらからもご覧いただけます



◀健診に関するQ&A



検診車もご相談ください

協会けんぽ熊本支部が契約している生活習慣病予防健診の実施機関は、約80機関です。その中でも、検診車による健診が可能な機関は、**14機関**あります。土日対応可能な健診機関もございます。ぜひ、ご相談ください!

※詳しくは、「生活習慣病予防健診のご案内」をご参照ください。

※検診車に関するお問い合わせは、「生活習慣病予防健診のご案内」に記載の各健診機関へお願いします。

※ご希望に添えない場合もあります。予めご了承ください。



お問い合わせ先

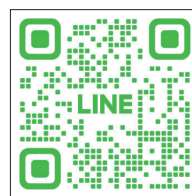
096-240-1030 音声案内②

協会けんぽ熊本支部公式LINE 友達募集中です!

協会けんぽからのお知らせや健康に関する情報を配信しています!

ぜひ、ご登録をお願いします。

※運用ポリシーについては、ホームページをご覧ください。



 **全国健康保険協会 熊本支部**
協会けんぽ

〒860-8502

熊本市中央区辛島町5-1 日本生命熊本ビル10階

ホームページ

検索

協会けんぽ熊本支部の
メルマガを登録しませんか?

右のコードから登録ページに
アクセスできます。登録は無料です。



- ☐ 各申請書がホームページからダウンロードできます。
- ☐ すべての申請書は、郵送で提出できます。

※内容については令和7年1月末時点での情報であり、制度改正等で変更になる場合がございます。